○総務省令第六十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第五号の規定に基づき、放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

基幹放送局の開設の根本的基準

第一条中「放送局（放送試験局、放送試験衛星局及び放送」を「基幹放送局（地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局及び基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削る。

第二条第一号中「放送局の開設の根本的基準」を「基幹放送局の開設の根本的基準」に、「、放送局」を「、基幹放送局」に改め、同条第二号中「であつて、受託国内放送以外のもの」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　削除

第二条第四号中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第五号中「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する」を「国内の放送局を用いて行われる」に改め、同条第六号中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に、「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「基幹放送局又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）」に改める。

第二条第十二号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、「及び衛星補助放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。）を行うもの」を削り、「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同号(4)㈠中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）」に、「第三章の二第一節」を「第四章第一節」に、「第二十二条の五第二項」を「第二十八条」に改め、同号(4)㈡中「第三章の二第二節」を「第四章第二節」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十一号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるもの」を「基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十一　「特定地上基幹放送局」とは、自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局をいう。

第二条第七号中「受託内外放送」を「内外放送」に改め、「他人の委託により、その放送番組を」を削り、「としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「とする放送」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八　「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

第三条の見出しを「（国内放送を行う基幹放送局）」に改め、同条第一項中「国内放送を行う放送局」を「国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局」に、「放送局又は衛星補助放送を行う放送局」を「基幹放送局」に、「満たすもので」を「満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合し」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　削除

第三条第一項第五号中「放送局」を「基幹放送局」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同項第六号中「放送試験局」を「地上基幹放送試験局」に、「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に、「放送局又は衛星補助放送を行う放送局」を「基幹放送局」に改め、同号(3)を削る。

第三条第二項中「前項第四号及び第六号(3)」を「放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること」に改め、同条第三項中「放送局」を「基幹放送局」に、「その局が再送信しよう」を「その基幹放送局が再放送をしよう」に、「テレビジョン放送」を「地上基幹放送」に改め、同条第四項を削る。

第三条の二の見出しを「（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局）」に改め、同条中「受託国内放送」を「衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に、「その局が放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局が衛星基幹放送試験局」に改める。

第四条の見出しを「（国際放送を行う基幹放送局）」に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局」に、「次の各号の条件を満たすもので」を「国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを確実に実施することができるものであつて、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合し」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項第一号から第三号までの各号」を「放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること」に改める。

第四条の二（見出しを含む。）中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第四条の三の見出しを「（協会国際衛星放送等を行う基幹放送局）」に改め、同条中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に、「受託国内放送」を「内外放送」に、「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第五条の前の見出しを「（基幹放送局の設置場所等）」に改める。

第五条から第八条までの規定中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第九条の見出しを「（基幹放送の普及）」に改め、同条中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第十条中「放送局に係る表現の自由享有基準（平成二十年総務省令第二十九号）及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十年総務省令第三十号）」を「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）」に、「する放送局」を「する基幹放送局」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たつては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の当該免許の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第九十三条第一項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。